

平成29年東郷町教育委員会第1回臨時会	
日時	平成29年4月3日(月) 午前11時40分 開会 午前11時50分 閉会
場所	東郷町役場 1階第1会議室
出席委員	教育長 石川 光秋 教育長職務代理者 小出 直美 委員 相羽 繁生 委員 奥谷 美香 委員 近藤 万友美
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教育部長 磯村 元彦 生涯学習課長 中根 一郎 高校総体室長 樋口 美紀 給食センター所長 石原 稔久 指導主事 酒井 保幸
会議録作成職員	教育部長 磯村 元彦
会議録署名委員	教育長、奥谷委員
議 事	教育長職務代理者の指名について(学校教育課)
傍聴者	なし

教育部長	<p>ただいまから平成29年東郷町教育委員会第1回臨時会を開会させていただきます。</p> <p>それでは教育長、よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>それでは、ただいまから平成29年東郷町教育委員会第1回臨時会を開会します。会議の日程につきましては、お手元に配布してあります議事日程のとおりです。したがいまして、日程第1、会議録作成職員を指名します。</p> <p>本来は学校教育課長を指名するところですが、課長は休職中でありますので教育部長に申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会議録署名委員を指名します。</p> <p>私 石川と奥谷委員 を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
委員	異議なし
委員長	<p>異議なしとのことですので、私 石川と奥谷委員を指名したいと思います。</p> <p>日程第3、議事 教育長職務代理者の指名を行います。事務局から説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>平成27年4月より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員長と教育長が一本化され、「新教育長」が置かれることになりました。東郷町は平成28年4月より「新教育委員会制度」に移行されたことにより、委員長と委員長職務代理の職が無くなりました。</p> <p>しかし、新教育委員会制度においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第13条第2項で、教育長に事故があるとき又は欠けたときはあらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされております。そのため、教育長が教育長職務代理者を指名する必要があります。</p>
教育長	<p>事務局の説明のように、新制度では、教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっています。</p> <p>早速ですが、教育長職務代理者として、小出直美委員を指名いたします。</p> <p>小出委員、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし
小出委員	<p>ただいまご指名いただきましたので、お受けしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>小出委員は非常勤の身分ですので、私、石川に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能です。</p> <p>小出委員が行う職務代理者としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思っておりますので、ご承知をお願いいたします。</p>
教育長	<p>具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思っております。具体的な事務の執行については部長に委任します。</p> <p>併せて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規約</p>

	<p>第8条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。教育長職務代理者に協議会委員をお願いしたく存じますので協議をお願いします。</p> <p>質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もございませんので、お伺いします。</p> <p>教育長職務代理者に愛日事務協議会委員をお願いすることにご異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>教育長職務代理者は、任期は1年で、再任は妨げないということとしたいと思います。</p> <p>以上で議題は終了し、臨時会の日程は終了いたしました。</p> <p>これをもちまして閉会とします。 それでは、事務局にお返しします。</p>